

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月12日
【四半期会計期間】	第175期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 見 目 信 樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 鈴 木 栄 一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 鈴 木 栄 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第174期 第3四半期連結 累計期間	第175期 第3四半期連結 累計期間	第174期
会計期間	自 2017年 4月1日 至 2017年 12月31日	自 2018年 4月1日 至 2018年 12月31日	自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日
売上高 (百万円)	402,550	429,472	540,094
経常利益 (百万円)	26,003	27,126	31,800
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	18,087	18,117	21,339
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	28,912	18,818	25,148
純資産 (百万円)	417,472	420,545	413,794
総資産 (百万円)	582,143	598,614	591,512
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	60.48	61.00	71.47
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	60.42	60.94	71.40
自己資本比率 (%)	69.3	67.8	67.5

回次	第174期 第3四半期連結 会計期間	第175期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 2017年 10月1日 至 2017年 12月31日	自 2018年 10月1日 至 2018年 12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	25.37	23.59

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(食品事業)

2018年6月、ベトナムに業務用プレミックスの製造・販売を行うVietnam Nisshin Technomic Co., Ltd.(連結子会社)を設立しました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありませんが、昨年12月のTPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、及び本年2月の日EU・EPAの発効等を踏まえ、「国際貿易交渉の進展と麦政策の変更」の記載を以下の通り変更いたします。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（2019年2月12日）現在において当社が判断したものであります。

国際貿易交渉の進展と麦政策の変更

当社グループは構造改善に取組み、強固な企業体質を構築してまいりました。

TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、及び日EU・EPAの発効、日米物品貿易協定交渉等、自由化に向けた潮流は加速しており、今後、小麦・小麦関連製品の国境措置低下に伴う需要変動により、当社グループの製粉、加工食品事業を始めとする小麦粉関連業界に影響が及ぶことが予想されます。

また、国内での麦政策の見直し等により、現行の国家貿易のあり方など小麦の管理手法（調達・在庫・売渡方法など）の変更、国内小麦粉・二次加工品市場の混乱、関連業界の再編など製粉事業、加工食品事業においてリスクの発生可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（2019年2月12日）現在において判断したものであります。

（1）財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間の経営成績の概況及び分析

当第3四半期連結累計期間につきましては、雇用・所得環境の改善等により景気は緩やかに回復しましたが、一方で、米中貿易摩擦や英国のEU離脱を含む欧州経済への懸念、国内における消費者の節約志向や人手不足を背景として、景気は先行き不透明な状況が継続しました。

このような中、当社グループは、10年後、20年後の社会全体の構造変化を見据え、未来へのコンパス（羅針盤）として、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて～総合力の発揮とモデルチェンジ」を策定し、新たな取組みをスタートしました。また、その通過点である2020年度を最終年度とする中期経営計画「NNI - 120」の達成に向けて、各事業において、製品・サービスの高付加価値化と販売拡大、コスト競争力強化と安全・安心の両立、成長分野への戦略投資等、スピード感を持って成長戦略の実行に取り組みました。

当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は、国内製粉事業における小麦粉価格改定の影響やエンジニアリング事業における大型工事の進捗等により、4,294億72百万円（前年同期比106.7%）となりました。利益面では、新規事業開発やデジタルマーケティング及び人材の獲得等に取り組む、将来の成長に向けた戦略的コストが増加する中、事業基盤を強化したカナダやタイにおける業務用小麦粉の出荷増、医薬品原薬の出荷増、エンジニアリング事業の順調な工事進捗に加え、全社を挙げてのコストダウン施策も寄与し、営業利益は226億81百万円（前年同期比103.7%）、経常利益は271億26百万円（前年同期比104.3%）、親会社株主に帰属する四半期純利益は181億17百万円（前年同期比100.2%）と増益となりました。

（前年同期比較）

（単位：百万円）

	前第3四半期	当第3四半期	前年同期差	前年同期比
売上高	402,550	429,472	26,922	106.7%
営業利益	21,881	22,681	800	103.7%
経常利益	26,003	27,126	1,122	104.3%
親会社株主に 帰属する 四半期純利益	18,087	18,117	30	100.2%

セグメント別の経営成績及び経営者の視点による認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

1) 製粉事業

(単位：百万円)

	前第3四半期	当第3四半期	前年同期差	前年同期比
売上高	175,252	185,043	9,791	105.6%
営業利益	7,759	8,019	260	103.4%

製粉事業につきましては、新製品の上市等拡販を進めましたが、厳しい市場環境の中、国内業務用小麦粉の出荷は前年を若干下回りました。また、昨年4月に輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で3.5%、10月に同2.2%引き上げられたことを受け、それぞれ昨年6月及び12月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。

海外事業につきましては、カナダのRogers Foods Ltd.チリワック工場の生産能力増強やタイのNisshin-STC Flour Milling Co., Ltd.の製粉工場買収による出荷増により、売上げは前年を上回りました。なお、米国のMiller Milling Company, LLC サギノー工場の生産能力約70%増強工事が完了し、本年1月に本格稼働を開始しました。

この結果、製粉事業の売上高は、国内事業における小麦粉価格改定の影響や海外事業におけるカナダやタイの戦略投資による出荷増等により、1,850億43百万円(前年同期比105.6%)となりました。営業利益は国内ふすま価格の堅調な推移や海外事業における業務用小麦粉の出荷増、戦略投資によるコストダウンにより、80億19百万円(前年同期比103.4%)となりました。

2) 食品事業

(単位：百万円)

	前第3四半期	当第3四半期	前年同期差	前年同期比
売上高	193,167	197,690	4,523	102.3%
営業利益	11,402	11,306	95	99.2%

加工食品事業につきましては、消費者の節約志向が継続する中、家庭用では、生活者のニーズにこたえ、「簡便」「本格」に加え「健康」をキーワードとした高付加価値製品の開発を進めたほか、デジタルマーケティングと連動した青の洞窟イルミネーションイベントをはじめとする広告宣伝活動等、消費を喚起する施策を実施しました。業務用では、顧客ニーズに合わせた新製品の投入、新規顧客獲得に向けた提案活動を実施しました。また、輸入小麦の政府売渡価格改定に伴う業務用小麦粉の価格改定により、昨年7月及び本年1月に家庭用小麦粉及び業務用プレミックス等の価格改定を実施しました。海外では、プレミックス事業の出荷は順調に推移し、売上げは前年を上回りました。また、昨年6月にベトナムの業務用プレミックス市場の開拓を目的としてVietnam Nisshin Technomic Co., Ltd.を設立し、本年中の稼働予定で工場建設を進めております。中食・惣菜につきましては、幅広いカテゴリーの製品をフルラインアップで供給できる総合中食・惣菜事業を展開し、順調に拡大しております。これらにより、加工食品事業の売上げは、中食・惣菜及び業務用プレミックスの出荷拡大により前年を上回りました。

酵母・バイオ事業につきましては、製パン・外食市場向けのカレー等フィリング類の出荷増、診断薬原料等の出荷増により、売上げは前年を上回りました。なお、インドの子会社であるOriental Yeast India Pvt. Ltd.では、2020年夏頃の完工予定でイースト工場建設工事が順調に進捗しています。

健康食品事業につきましては、医薬品原薬及び消費者向け製品の出荷増により、売上げは前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は、加工食品事業の中食・惣菜及び健康食品事業の出荷増等により、1,976億90百万円(前年同期比102.3%)となりました。営業利益は、これらの増収効果があったものの、人件費や物流費の上昇に加え、広告宣伝費等の将来の成長に向けた戦略コストの増加により、113億6百万円(前年同期比99.2%)となりました。

3) その他事業

(単位：百万円)

	前第3四半期	当第3四半期	前年同期差	前年同期比
売上高	34,131	46,738	12,607	136.9%
営業利益	2,539	3,177	638	125.1%

ペットフード事業につきましては、新製品の投入やキャンペーンの実施等拡販に努めましたが、市場環境が厳しく、売上げは前年を下回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングにおける大型工事が順調に進捗し、売上げは前年を上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、スクリーン印刷用資材の出荷減により、売上げは前年を下回りました。

この結果、その他事業の売上高は、エンジニアリング事業におけるプラント工事の売上高増加の影響等により、467億38百万円（前年同期比136.9%）となり、これに伴い、営業利益は31億77百万円（前年同期比125.1%）となりました。

当第3四半期連結会計期間の財政状態の概況及び分析

(単位：百万円)

	2018年3月期	2018年12月期	比較
流動資産	260,751	266,666	5,914
固定資産	330,761	331,948	1,187
資産計	591,512	598,614	7,101
流動負債	114,189	114,125	64
固定負債	63,528	63,943	414
負債計	177,718	178,068	350
純資産	413,794	420,545	6,750
負債・純資産計	591,512	598,614	7,101

当第3四半期連結会計期間末における資産、負債、純資産の状況及び分析は以下のとおりです。なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、遡及処理後の前年度末の数値で比較を行っております。

流動資産は2,666億66百万円で、現金及び預金と受取手形及び売掛金の増加等により、前年度末に比べ59億14百万円増加しました。固定資産は3,319億48百万円で、Miller Milling Company, LLC サギノー工場生産能力増強工事やOriental Yeast India Pvt. Ltd. イースト工場建設工事等の設備投資による有形固定資産の増加等により、前年度末に比べ11億87百万円増加しました。この結果、総資産は5,986億14百万円となり、前年度末に比べ71億1百万円増加しました。

また、流動負債は1,141億25百万円で、支払手形及び買掛金の減少、プラント工事に係る前受金の増加によるその他流動負債の増加等により、前年度末に比べ64百万円減少しました。固定負債は639億43百万円で、主に退職給付に係る負債の増加により、前年度末に比べ4億14百万円増加しました。この結果、負債は合計1,780億68百万円となり、前年度末に比べ3億50百万円増加しました。純資産は親会社株主に帰属する四半期純利益による増加、配当金の支出による減少、その他の包括利益累計額の減少等により、前年度末に比べ67億50百万円増加し、4,205億45百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載しておりません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、当第3四半期連結累計期間における重要な変更、進捗及び新たに発生した課題は以下のとおりです。なお、当四半期報告書提出日(2019年2月12日)現在までの状況も含めて記載しております。

海外事業戦略

加工食品事業におきましては、成長するベトナムの業務用プレミックス市場の開拓を目的として、昨年6月にベトナムにVietnam Nisshin Technomic Co., Ltd.を設立し、本年中の稼働予定で工場建設を進めております。当社グループの技術ノウハウを投入し、お客様の高度化するニーズに応える差別化された製品を供給することで事業の拡大を図るとともに、タイのThai Nisshin Technomic Co., Ltd.及びインドネシアのPT.Indonesia Nisshin Technomicと連携しASEAN地域における事業基盤強化に取り組んでまいります。

また、製粉事業におきましては、米国のMiller Milling Company, LLC サギノー工場の生産能力約70%増強工事が完了し、本年1月に本格稼働を開始しました。供給体制強化により更なる事業拡大を目指すとともに、引き続きカナダのRogers Foods Ltd.と連携し、北米での事業基盤拡大に取り組んでまいります。

麦政策等の制度変更に向けた取り組み

昨年12月にTPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)が、また、本年2月に日EU・EPAが発効されたことで、小麦・小麦関連製品の国境措置が低下し、関係国からの輸入製品との競争激化が想定されます。その一方で、協定に加盟していない米国産の小麦はマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)が維持されるため、輸入国ごとの小麦価格に不均衡が生じ、関連業界に影響を及ぼす懸念があります。日米物品貿易協定交渉等、自由化に向けた潮流が今後更に加速していく中、当社グループは、情勢変化を適切に見極めながら、引き続きグローバル競争で勝ち抜くべく国内外での強固な企業体質を構築してまいります。

また、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧である小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉かつ礎であると考えております。こうした責務を踏まえた当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給などが必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給の確保や食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前に十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要
純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び2018年6月27日開催の第174回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。
「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしオ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。
- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきであることを勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用ものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、当該買収提案が以下に掲げる事項をすべて満たしていると認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。
 - ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
 - (a)株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b)当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者(そのグループ会社その他の関係者を含む。以下同じ。)の利益を実現する経営を行う行為
 - (c)当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d)当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損する行為
 - イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
 - ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
 - エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
 - オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項

を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。

無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、定款第49条の規定に則り、2018年6月27日開催の第174回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 本プランは、上記に記載のとおり、企業価値委員会が勧告決議を行わなければならない場合を規定しており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、45億25百万円であります。

(5) 当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は、「1 事業等のリスク」に記載のとおり、当第3四半期連結累計期間において、重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	304,357,891	304,357,891	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	304,357,891	304,357,891	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年12月31日		304,357		17,117		9,500

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日(2018年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式7,204,800		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 271,200		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 296,464,600	2,964,646	同上
単元未満株式	普通株式 417,291		
発行済株式総数	304,357,891		
総株主の議決権		2,964,646	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株(議決権の数24個)、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株(議決権の数3個)、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式が88,700株(議決権の数887個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が27株、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が47株含まれているほか、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。
- | | |
|----------------|-----|
| 自己株式 | |
| 株式会社日清製粉グループ本社 | 37株 |
| 相互保有株式 | |
| 日本ロジテム株式会社 | 55株 |
| 千葉共同サイロ株式会社 | 45株 |

【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式 株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	7,204,800	-	7,204,800	2.36
相互保有株式 石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	168,900	-	168,900	0.05
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	95,700	-	95,700	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	6,600	-	6,600	0.00
計		7,476,000	-	7,476,000	2.45

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式300株及び株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式88,700株は、上記自己株式等の数には含まれておりません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	91,635	98,487
受取手形及び売掛金	79,676	83,165
有価証券	7,857	7,374
たな卸資産	71,882	69,149
その他	9,892	8,743
貸倒引当金	193	254
流動資産合計	260,751	266,666
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	55,979	55,064
機械装置及び運搬具(純額)	38,700	36,827
土地	42,208	42,625
その他(純額)	14,054	19,019
有形固定資産合計	150,942	153,536
無形固定資産		
のれん	5,623	5,344
その他	6,786	5,624
無形固定資産合計	12,409	10,968
投資その他の資産		
投資有価証券	158,211	157,805
その他	9,322	9,758
貸倒引当金	125	120
投資その他の資産合計	167,408	167,443
固定資産合計	330,761	331,948
資産合計	591,512	598,614

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	58,492	54,581
短期借入金	7,892	9,592
未払法人税等	4,397	3,289
未払費用	19,291	16,624
その他	24,115	30,038
流動負債合計	114,189	114,125
固定負債		
長期借入金	7,194	7,176
繰延税金負債	27,184	27,410
修繕引当金	1,159	1,423
退職給付に係る負債	20,782	21,094
その他	7,207	6,837
固定負債合計	63,528	63,943
負債合計	177,718	178,068
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	12,894	12,875
利益剰余金	306,415	315,553
自己株式	11,695	11,483
株主資本合計	324,732	334,063
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	69,467	68,726
繰延ヘッジ損益	473	178
為替換算調整勘定	6,352	4,054
退職給付に係る調整累計額	800	735
その他の包括利益累計額合計	74,546	71,867
新株予約権	189	178
非支配株主持分	14,327	14,436
純資産合計	413,794	420,545
負債純資産合計	591,512	598,614

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
売上高	402,550	429,472
売上原価	280,029	304,486
売上総利益	122,521	124,986
販売費及び一般管理費	100,640	102,305
営業利益	21,881	22,681
営業外収益		
受取利息	211	330
受取配当金	2,119	2,379
持分法による投資利益	1,701	1,294
その他	433	696
営業外収益合計	4,465	4,701
営業外費用		
支払利息	160	165
為替差損	22	-
株式交付費	54	3
その他	105	87
営業外費用合計	343	257
経常利益	26,003	27,126
特別利益		
固定資産売却益	936	172
投資有価証券売却益	5	39
特別利益合計	941	212
特別損失		
固定資産除却損	324	288
減損損失	-	42
特別損失合計	324	331
税金等調整前四半期純利益	26,620	27,006
法人税等	7,516	7,812
四半期純利益	19,103	19,194
非支配株主に帰属する四半期純利益	1,016	1,077
親会社株主に帰属する四半期純利益	18,087	18,117

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
四半期純利益	19,103	19,194
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10,527	721
繰延ヘッジ損益	136	326
為替換算調整勘定	808	25
退職給付に係る調整額	110	36
持分法適用会社に対する持分相当額	115	43
その他の包括利益合計	9,808	376
四半期包括利益	28,912	18,818
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	27,610	18,046
非支配株主に係る四半期包括利益	1,301	771

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、Vietnam Nisshin Technomic Co., Ltd.は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(連結子会社の事業年度等に関する事項の変更)

従来、決算日が12月31日または1月31日の連結子会社については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っておりましたが、連結財務諸表のより適正な開示を図るため、第1四半期連結会計期間より、一部の連結子会社(Miller Milling Company, LLC 他8社)については、連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更しております。

なお、当該連結子会社の2018年1月1日または2018年2月1日から2018年3月31日までの損益については、利益剰余金の増減として調整しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第15項(法定実効税率を使用する方法)に準じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(株式報酬制度について)

当社は、当社の取締役及び執行役員並びに主要な子会社の取締役(以下「対象取締役等」という。)に対する株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。

本制度を通じて対象取締役等に交付される当社株式については、交付時から3年間、株式交付規程に基づき譲渡等を制限することとしており、対象取締役等は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益の共有を図ることによりさらに株主重視の経営意識を高めることとなります。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じています。

(1)取引の概要

本制度において、対象取締役等に交付される当社株式は、当社及び主要な子会社が拠出する金員を原資に、当社の設定した信託(以下「本信託」という。)が取得し、本信託から対象取締役等に交付されます。対象取締役等には、対象取締役等の役位等に応じた株式報酬基準額を基礎に、一定の算定方法で算定された数の当社株式と納税対応の観点からの金銭が毎年交付及び給付されます。

(2)信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は7百万円、株式数は4,000株であり、当第3四半期連結会計期間末における当該自己株式の帳簿価額は46百万円、株式数は21,900株です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	11,405百万円	10,980百万円
のれんの償却額	918	984

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

配当に関する事項

(配当金支払額)

2017年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,926百万円
1株当たり配当額	13円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月29日
配当の原資	利益剰余金

2017年10月26日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	4,161百万円
1株当たり配当額	14円
基準日	2017年9月30日
効力発生日	2017年12月4日
配当の原資	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

配当に関する事項

(配当金支払額)

2018年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	4,455百万円
1株当たり配当額	15円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月28日
配当の原資	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2018年10月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	4,754百万円
1株当たり配当額	16円
基準日	2018年9月30日
効力発生日	2018年12月7日
配当の原資	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	175,252	193,167	368,419	34,131	402,550	-	402,550
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,045	315	12,360	1,647	14,007	14,007	-
計	187,297	193,482	380,779	35,778	416,558	14,007	402,550
セグメント利益	7,759	11,402	19,161	2,539	21,700	180	21,881

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	185,043	197,690	382,734	46,738	429,472	-	429,472
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,385	321	12,706	2,234	14,940	14,940	-
計	197,429	198,011	395,440	48,972	444,413	14,940	429,472
セグメント利益	8,019	11,306	19,325	3,177	22,503	178	22,681

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	60円48銭	61円00銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	18,087	18,117
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	18,087	18,117
普通株式の期中平均株式数(株)	299,075,168	296,989,462
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	60円42銭	60円94銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	295,689	313,984
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
当該信託が所有する当社株式の期中平均株式数は、前第3四半期連結累計期間で27,720株、当第3四半期連結累計期間で34,780株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

中間配当

2018年10月29日開催の取締役会において、2018年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う旨決議しております。

1 配当金の総額	4,754百万円
2 1株当たりの配当額	16円
3 効力発生日(支払開始日)	2018年12月7日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

その他

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月12日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市川 育 義 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土 畠 真 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。